

令和6年第1回市議会定例会

教 育 行 政 方 針 演 述

陸前高田市教育委員会



令和6年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和6年度の教育行政についての基本的な考え方と施策を申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく13年を迎えようとしております。

また、去る1月1日には、能登半島地震が発生し、被災した子どもたちをはじめ、今もなお大勢の方々が、避難生活を余儀なくされております。

大災害の犠牲となられた皆様に対し、哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。

なお、市内の小中学校におきましては、現在、児童生徒による自発的な被災地への募金活動が開始されており、我々が13年前に全国の皆様方からいただいた温かいご支援の絆が、本市の子どもたちにしっかりと継承されていると感じているところであります。

さて、現在、教育委員会におきましては、令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5年間の計画期間とする「第10次陸前高田市教育振興基本計画」の策定に向け、関係各位から様々なご意見やご提言をいただいているところであります。

本計画は、陸前高田市まちづくり総合計画後期基本計画の部門別計画として位置付けており、国の新たな教育振興基本計画に定める項目を参酌しながら新たな成果指標を設定しているところであります。

また、計画の策定に当たり、去る令和5年8月には、本市の教育行政を進めていく上でのビジョンとなる「教育大綱」を改定したところであります。

今後は、この「教育大綱」に掲げる基本理念である「学びを通じ、未来を創造する、心豊かでたくましい人づくり」を軸に、「自ら考え、判断し、たくましく生き抜いていく力の育成」など、6つの基本方針をスローガンとして、新たな教育振興基本計画に掲げる26の基本施策を着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、新たな教育振興基本計画を推進する上では、先人たちが築き上げてきた「時代を超えて変わらない価値のあるもの」を重視しながら、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」を取り入れていく「不易流行」の考え方を基本としております。

以下、この「不易流行」の考え方をもとに、令和6年度の教育行政について申し述べます。

はじめに、教育大綱における基本方針の1つ目である「自ら考え、判断し、たくましく生き抜いていく力の育成」についてであります。

現代は、将来の予測が困難な時代であると言われており、少子高齢化に伴う人口減少、子どもの貧困、地域間格差、社会のつながりの希薄化等、様々な社会問題が生じております。

このような変動性、不確実性、複雑性、曖昧性にあふれた社会の中で、本市の子どもたちは、総じて明るく素直で何事にも一生懸命に取り組んでおりますが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育は、常に変化を続ける社会の中においても普遍のものであり、この3本柱は、子どもたちの成長にとってかけがえのない礎であることから、教育委員会といたしましても、本市の子どもたちの特性を基本として、国、県が示す考え方を取り入れながら、次のとおり推進してまいります。

最初に、「確かな学力を育む教育の推進」につきましては、子どもたちが、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら判断して行動することで、学びの動機付けや幅広い資質・能力の向上につながることから、「主体的・対話的で深い学びの力の育成」が、ますます必要であります。

このことから、各種学力調査などの結果を迅速に分析し、課題や解決に向けた取組を明確にするとともに、児童生徒一人一人に「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等を養う力」を育成してまいります。

次に、「豊かな心を育む教育の推進」につきましては、道徳教育を中心に、感謝の心や感動する心、自律心、社会マナー、真摯に学ぶ態度、人の痛みを理解する心などを、学校・家庭・地域で連携しながら育成するとともに、「人間関係形成能力」を育む特別活動に取り組んでまいります。

次に、「健やかな体を育む教育の推進」につきましては、安全・安心な学校給食の提供や食育をはじめとした「健やかな体」を育む健康教育のほか、児童生徒が、1日60分以上の運動時間を目指す「60運動」の推進に取り組んでまいります。

さて、子どもたちの学校生活に多大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響は、リモートワークなど、ICT分野において急激な社会変化を生じさせるとともに、新しい生活様式に沿ったデジタルトランスフォーメーションの進展は、教育分野においても遠隔・オンライン教育等、学び方に大きな変容をもたらしました。

現在、教育分野におけるGIGAスクール構想により、児童生徒一人一人にタブレ

ット型端末が整備されてから4年が経過し、各学校において活用が進んでおります。

今後、さらなる情報活用能力の育成やICT環境の充実・活用促進が必須であることから、学校への訪問指導や研修機会の充実、先進校視察やICT活用事例の紹介等を行うとともに、ICT支援員を引き続き配置しながら、教員の授業での活用力の向上に取り組んでまいります。

あわせて、SNSを使用したコミュニケーションにおけるトラブルの事例など、家庭へ適切な情報提供を行い、家庭と学校との共通理解を図りながらICT教育の推進を図ってまいります。

次に、防災教育の推進につきましては、小中学校9年間の系統的な指導を通して、災害の特性や防災組織・技術についての知識を備え、減災のため、事前に必要な準備を行う能力や、災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、また、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力の育成に取り組んでまいります。

次に、基本方針の2つ目である「一人一人を大切にした学校教育の推進」についてであります。

「誰一人取り残されず持続可能な社会の実現」を目指すSDGsの考えは、教育分野において、ESD「持続可能な開発のための教育の推進」として取り組むよう推進されております。

国におきましては、「ESDの推進は、グローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒等が、グローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。」との考えを示しております。

一方、近年の子どもたちの生活環境を取り巻く社会問題として、不登校児童生徒数の増加や、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困などが挙げられており、個々の状況に応じた適切な支援が求められているところであります。

一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があると考えております。

このことから、教育委員会といたしましては、東日本大震災以降、子どもたちの心のケアを最重要課題として取り組んできており、新型コロナウイルス感染症や様々な

社会問題等が原因でストレスを抱える子どもたちについて、今後も長期的な視点から継続して支援していく必要があることから、引き続きスクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心のケアに努め、安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

次に、学習や生活面で配慮を要する子どもへの支援につきましては、各学校において個別の支援計画を作成し、教職員の共通理解のもと、一人一人の特性に応じた支援を進めているところであります。

教育委員会といたしましても、引き続き、学校生活において特別な支援を要する児童生徒の学習や活動をサポートする特別支援教育指導補助員を配置し、充実した学校生活のための支援を推進してまいります。

また、保育所・保育園と小学校や、小学校と中学校との連携を図り、児童生徒の特性に応じた個別対応に係る情報を共有するため、引き続き、巡回支援相談員を配置し、中学校卒業まで切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援につきましては、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員及び適応支援員の連携を密にしながら、適応支援教室の運営等、学校復帰に向けた学習支援や相談対応を引き続き実施してまいります。

次に、いじめ防止対策につきましては、「陸前高田市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校、保護者、関係機関が連携して、いじめ防止の啓発や対策に関する取組を推進するとともに、いじめを生まないための発達支持的な指導の推進を図り、いじめの未然防止対策の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてまいります。

次に、地域の特性を生かしたキャリア教育の推進につきましては、学校、家庭、地域、市内外の企業と連携しながら、様々な体験活動等を展開することを通して、故郷に対する誇りや愛着、社会参画に向けた主体的な態度、社会的自立に向けて必要となる「人生設計力」を育む教育の充実を図ってまいります。

次に、社会のグローバル化に対応できる人材の育成につきましては、外国語指導助手や外国語専科教員の計画的な活用等を通じて、体験的な英語活動に取り組み、意欲的に外国語に親しむことができるようにするとともに、実用英語技能検定を受検する中学生に対し、受検料を補助することで英語の技能向上を目指す生徒を引き続き応援してまいります。

次に、多様性を認め合い、他者を思いやる教育の推進につきましては、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の中で、子どもたち一人一人が、持てる力を存分に発揮するため、みんながお互いを認め合う環境をつくること、そして様々な体験を積み重ねることが大切であり、学校と保護者との協働に加え、地域の力もお借りしながら、学校づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、子どもの教育のための経済支援につきましては、従来の奨学資金の貸し付けに加え、令和6年度から、新たに奨学資金の給付制度を県内の各自治体に先駆けて創設したところであります。

今後も、「誰一人取り残されない学びの保障」を推進するため、給食費の無償化と併せて、保護者の負担軽減を図ってまいります。

次に、基本方針の3つ目である「学校、家庭、地域が一体となった教育の推進」についてであります。

国におきましては、学校教育と社会教育の連携について、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。」との考えを示しております。

このことから、本市におきましては、すべての小中学校で地域とともにある学校づくりを推進するため、令和2年度から学校運営協議会の設置による「コミュニティ・スクール」を導入しております。

その中で、学校、家庭、地域が連携・協働した教育活動を推進し、子どもたちに、「答えのない課題」に最善解を導くことができる能力や、分野横断的な幅広い知識、他人の考えや立場を理解できる広い視野を育む様々な活動についての取組が、効果的、安定的に継続して行われるよう、連携体制の強化を進めているところであります。

また、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動について、現在、各小中学校に地域コーディネーターを配置しており、引き続き、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ってまいります。

今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るなど、これまで培ってきたつながりをより強くしながら、学校、家庭、地域が、「育てたい子ども像」や「目指すべき教育のビジョン」を共有し、目標の実現に向けて協働する学

校づくりを推進してまいります。

次に、家庭教育の推進について、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、価値観の多様化等に伴い、家庭教育の質的向上が課題となっていることから、市内をはじめ、関係機関や団体等と連携しながら、「乳幼児学級」や「家庭教育学級」など、子どもの発達段階を踏まえた講座を開設し、家庭の教育力の向上や子育て支援に取り組んでまいります。

次に、基本方針の4つ目である「安全・安心な教育環境の整備」についてであります。

市内の小学校におきましては、少子化による児童数の減少が進行していることから、今後の小学校の在り方について、これまで、地域や保護者等との懇談会を開催するとともに、複式学級の状況を地域の方々に見ていただくため、学校開放の機会を設け、その中で様々なご意見・ご提言をいただいたところであります。

今後も、地域におけるこれからの小学校の在り方について、各町ごとに懇談会を開催し、学校・保護者・地域が一緒になって検討してまいります。

次に、市内の学校施設につきましては、竹駒、米崎、小友、広田小学校の建築年数が40年を超えていることから、老朽化対策を進めるに当たっては、各学校や市PTA連合会と連携しながら、子どもたちが、安全・安心に学校生活を送れるよう緊急度、優先度を考慮して修繕を行うとともに、中長期的な視点をもって計画的な維持管理を図ってまいります。

次に、子どもたちの通学路の安全性の確保について、引き続き、通学路合同点検を実施することにより、危険箇所の把握や改善に向けた対策を講じてまいります。

なお、通学路の状況は、工事状況等に応じて変化するため、定期的な状況把握や安全指導の徹底に努めてまいります。

次に、基本方針の5つ目である「生涯学習を通じた地域共生社会の実現」についてであります。

生涯学習の推進につきましては、市民一人一人が、生涯にわたって生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、主体的に学習に取り組むためのきっかけづくりや学習成果を生かせる環境づくりが求められていることに加え、まちづくりと連動させた取組



の必要性が高まっていることから、教育委員会と市が一体となって、施策を推進しているところでもあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民が生涯学習活動を満足に行うことができない状況が続いておりましたが、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことから、今後は、日常的な感染症対策を講じた上で、多様化する学習ニーズに可能な限り応えとともに、乳幼児期から高齢期まで幅広い世代に対応した学習機会の提供に引き続き取り組んでまいります。

また、学習成果を生かして地域社会で活躍する人材の育成に努め、多くの市民が自主的に学習活動を行えるよう支援し、学びの充実を図ってまいります。

次に、公民館活動につきましては、地域の拠点である各地区公民館と連携しながら、地域住民の交流や地域課題の解決のため、地域の実情に応じた様々な学習機会を提供し、地域コミュニティの維持向上を図るとともに、市民が培った知識を持ち寄り、社会に参画していくことにつなげられるよう、学びを通じた地域づくりの推進に取り組んでまいります。

次に、市立図書館につきましては、平成29年7月の開館以来、令和6年1月末時点の入館者数が、累計で67万人を超え、地域の情報拠点施設として、市内外から多くの皆様に利用していただいているところでもあります。

また、令和3年度から、管理運営に指定管理者制度を導入したことにより、開館時間、閉館時間が拡充するなど、利用者の利便性の向上が図られているところであり、毎年度行っている利用者アンケート調査においても、好評を得ているところでもあります。

今後も、引き続き、利用者アンケート調査を実施することにより、利用者のニーズ把握に努めるとともに、利用者の利便性の向上、郷土資料や震災関連資料の充実、イベント等での読書推進活動の展開などを通じて、市民の憩いの場、学びの場となるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

また、市立博物館につきましては、令和4年11月の開館以来、令和6年1月末時点の入館者数が、累計で8万人を超え、本市の歴史と文化を後世に伝える拠点施設として、大変好評を得ているものと感じているところでもあります。

今後も、本来の役割である「社会教育施設」としての機能に加え、中心市街地に位置する立地条件を生かし、近隣の商業施設や東日本大震災津波伝承館、旧吉田家住宅

主屋などの関連施設との連携や、名古屋市博物館からお借りしているロダン作「考える人」の展示等を通じた名古屋市との交流をさらに深めるとともに、「文化観光拠点施設」として、交流人口の拡大や地域の活性化に資するよう努めてまいります。

さらに、地域に根差した総合博物館として、国宝・重要文化財等の展示に係る公開承認施設を目指し、「陸前高田のたからもの」である豊かな自然、歴史、文化の調査研究を進め、震災の記憶とともに未来に伝える博物館の役割を一層推進してまいります。

このほか、津波で被災した資料につきましては、その再生に向け、全国の専門機関との連携を継続し、引き続きその復旧に取り組んでいくとともに、修復作業の公開や再生した資料を展示することなどにより、積極的に情報発信してまいります。

加えて、令和5年3月に国の重要有形民俗文化財に指定された「陸前高田の漁撈用具」を適切に保存するとともに、常設展などを通して積極的に公開してまいります。

次に、基本方針の6つ目である「価値ある歴史・伝統・文化の充実と次世代への継承」についてであります。

文化財の保存活用につきましては、ふるさとの豊かな自然・歴史・文化の価値に「気づき」「つたえ」「活かす」を基本方針とし、市民の誇りと郷土愛を育み、地域のDNAをまちづくりに生かす取組を進めてまいります。

国指定の「高田松原」や「華蔵寺の宝珠マツ」、県指定の「青松島」など、本市を代表する文化財につきましては、その再生を主眼に、恒久的な財産としてその価値の保持に引き続き努めてまいります。

また、県指定有形文化財の「吉田家文書」につきましては、令和4年度で主要な文書の解読を完了しており、現在は、専門家による解読文の監修を行っているところであります。

令和6年度以降は、データベースの充実を図り、これまでに多くの研究者から要望が寄せられていた一般公開に向け、準備を進めてまいります。

同じく県指定有形文化財の「旧吉田家住宅主屋」につきましては、建物の主要部分の復旧がほぼ完了しており、現在は、内部の造作作業を行っているところであります。

令和4年4月の上棟以来、市の歴史文化を学習する場として、また、気仙大工左官の伝統技能を見学する場として、多くの市民や建築関係者から施設見学の要望があり、令和6年1月末時点で、約600人に公開してきたところであります。

なお、現在は、外構整備にも着手したところであり、今後は、管理棟や門、庭園などの復旧を進めるとともに、完成後の見学者の受入体制づくりを進めてまいります。

次に、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」につきましては、認定以降、推進協議会による玉山金山や雪沢金山などの構成文化財の詳細調査により、歴史的背景と現状が明らかとなったところであります。

今後は、観光資源としての活用を推進し、令和6年度の認定継続を目指す取組を進めてまいります。

次に、子どもたちの芸術文化の体験機会の確保につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことから、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会を確保するとともに、芸術文化の鑑賞会等の機会の充実に努めてまいります。

以上が、令和6年度の教育行政の推進に当たっての施策の大要及びその考え方であります。

教育の振興は、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を全うし、お互いに連携しながら推進することにより実現されるものであります。

今後の教育行政の推進に当たっては、この予測困難で複雑な社会の中で、この地で学ぶ子どもたちの個々の能力を伸ばしながら、自律心を養い、自ら考え、判断し、「たくましく生き抜いていく力」を育むために、地域や学校の特性を生かした学校教育を推進するとともに、市民が生涯を通じて創造的に学び続けることができる生涯学習の構築に向け、引き続き、関係機関と連携しながら、施策の推進に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

議員の皆様方の一層のご理解、ご協力と、市民の皆様の積極的な参画を心からお願い申し上げます。私の所信といたします。